

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力の伴う給食費返還相当額補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保育所等からの協力要請を受け、特定教育・保育を受けていない期間にかかる給食費を保護者に返還する場合に、当該給食費相当額を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、西宮市内において次に掲げる施設又は事業所を設置するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する認定こども園
- (3) 西宮市認定こども園の認定等の要件を定める条例（平成30年西宮市条例第43号）第3条に規定する幼稚園型認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業のうち、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けたもの

(補助金額)

第3条 補助金額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第58条第4号に該当するもののうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための補助対象者からの協力要請を受けて、特定教育・保育を受けていない期間にかかる子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもの給食費をその保護者に返還する場合の当該給食費相当額とする。

(交付の手続き等)

第4条 この補助金の交付にかかる必要な手続等については、補助金等の取り扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号）の例による。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。